

公布された規則のあらまし

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 建築基準法施行令第130条の12第5号に規定する前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例を定めることとした。（第8条の3関係）
- 2 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。